

十勝圏複合事務組合特別会計条例

〔平成30年2月28日〕
〔条例第7号〕

改正の沿革 平成31年条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置する。

- (1) 十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金事業会計 ふるさと市町村圏事業
- (2) 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の十勝圏複合事務組合特別会計条例及び十勝環境複合事務組合余熱利用事業特別会計条例(平成5年十勝環境複合事務組合条例第2号)の規定に基づく、平成29年度会計の出納については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の十勝圏複合事務組合特別会計条例第1条第2号に規定する十勝圏複合事務組合余熱利用事業会計の平成30年度の歳入及び歳出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 十勝圏複合事務組合余熱利用事業会計の廃止の際、同会計に属する剰余金、債権及び債務は、十勝圏複合事務組合一般会計に帰属するものとする。

(十勝圏複合事務組合ごみ処理施設基金条例の一部改正)

- 4 十勝圏複合事務組合ごみ処理施設基金条例(平成30年条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)